

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は7号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明						
競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込のあるとき。	1 契約の概要 自動車用燃料(ガソリン・軽油)の購入に係る単価契約 2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 自動車用燃料の購入については、岐阜県(出納管理課)が岐阜県石油商業協同組合との間で自動車用燃料として契約した単価(標準単価)の岐阜地区単価を超えない価格で契約できる見込みであるため有利である。 警察活動の特殊性から管轄地域が広範囲であるため、地域別の拠点である公署に近く利便性に優れ、安定供給が可能な業者を選定する。 ・中部ブロック 出光リテール販売(株) 東海北陸カンパニー <table border="1" data-bbox="694 1164 1425 1238"> <tr> <td>契約単価</td><td>ガソリン : 164.89円 軽油 : 152.59円</td></tr> </table> ・東部ブロック (株)丸美石油店 エクスプレスクロスロード岩田SS <table border="1" data-bbox="694 1388 1425 1462"> <tr> <td>契約単価</td><td>ガソリン : 171.89円</td></tr> </table> ・西部ブロック 丸栄石油(株) 出光西荘SS <table border="1" data-bbox="694 1568 1425 1641"> <tr> <td>契約単価</td><td>ガソリン : 171.89円</td></tr> </table>	契約単価	ガソリン : 164.89円 軽油 : 152.59円	契約単価	ガソリン : 171.89円	契約単価	ガソリン : 171.89円
契約単価	ガソリン : 164.89円 軽油 : 152.59円						
契約単価	ガソリン : 171.89円						
契約単価	ガソリン : 171.89円						